



男と女のいきいきコラム

男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.68



再就職に向けて

「わたしの歩み」

3月は卒業の季節ですね。学生生活を終え、社会人として新たな生活を始める方や、再就職を果たし働き始める方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

結婚や育児、介護などで一度退職した後に、再就職を希望される方は多いと思いますが、いざとなると「どこから、何を、いつから始めればいいのか」と、自分一人で考えってしまうかもしれません。

市では昨年10月に、21世紀職業財団岐阜事務所と共催し「再就職準備セミナー」を開催しました。セミナーでは受講者に「自己アピールのための話し方と発声練習」と「面接の練習」、「履歴書の書き方の説明」などを行いました。

今回、受講者の中から再就職が決まった方にお話を伺いましたのでご紹介します。その方は、出産をきっかけに退職したものの、すぐに「いつか必ず働きたい」「社会とのかかわりを持ち続けたい」と考え、子育てと家事をしながら資格を取得し、アルバイトとして働き始めました。

しかし「自分のステップアップをしたい!」との思いはますます強くなり、正社員になるための就職試験に挑戦されたそうです。試験に備え、自分のお子さんを面接の試験官に見立て、何度も練習をしたと伺いました。ご本人の熱意と努力はもちろん、家族の協力や応援があつて再就職につながったのでしょうか。

昨年度、市が行った土岐市男女共同参画プラン市民意識調査における「男女共同参画社会の実現に向けて土岐市に望むこと」の回答では、「保育や介護サービスを促進し、福祉・介護施設を充実する」(54.7%)に次いで「企業や事業主への啓発活動と、女性の就業を支援する施策の充実」(40.2%)に対する要望が高くなっていました。内閣府男女共同参画局が昨年10月に実施した意識調査でも同様の結果が出ています。

「望んでいけば、回り道しても希望は必ずかなう」先ほどご紹介した方の言葉です。

今後は、男女を問わず再就職を希望する方がさらに増えるのではないのでしょうか。市では、そうした方のサポートが少しでもできるよう、継続して再就職支援を行っていきたいと考えています。

Vol. 23

窓□Q&A

後期高齢者医療保険料の

算定について

市民課・保険年金係
内線131~136

Q 後期高齢者医療保険料はどのように決まりますか?

A 後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者一人一人が保険料を納めます。医療費の総額から、医療機関での窓口負担額を除いた金額のうち、約1割を保険料で負担します。残りの9割は、公費(国・県・市町村)と、現役世代からの支援金で負担します。

保険料は、被保険者の方が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

均等割額と所得割率は、岐阜県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに県内均一で決められます。

Q 保険料の軽減措置はありますか?

A 次の①~③の通り、軽減措置があります。

①保険料の均等割額が世帯の所得水準に応じて軽減されます。この軽減判定では、65歳以上の方の年金収入から年金所得を算出する場合、通常の控除に加え、さらに15万円を特別に控除します。

②所得割額を負担する方のうち、総所得金額などから33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割額が原則一律5割軽減されます。

③後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(※)の被扶養者であった方は、制度加入から当面の間は所得割額が無く、均等割額が5割軽減されます。また、特例措置として、平成21年度も前年度に引き続き均等割額を9割軽減し、1割負担となります。

※被用者保険＝政府管掌健康保険など、市町村または国民健康保険組合が運営する国民健康保険以外の医療保険